

寄付金受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）における寄付金受け入れの取り扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「寄付金」とは、個人又は団体が本協会の行う公益目的を有する事業^{*}（以下「寄付対象事業」という。）の趣旨に賛同し、その実施を支援するために本協会に対して寄付する現金をいい、次の各号に掲げる区分を設ける。

- (1) 本協会の行う公益目的を有する事業全般の実施を支援するもの。
- (2) 本協会の行う公益目的を有する事業のうち特定の事業（複数事業の場合を含む。）の実施を支援するもの。

^{*} 公益法人認定後においては「公益目的を有する事業」を「公益目的事業」と読み替える。

(受け入れの決定)

第3条 寄付金の受け入れは、理事会の議を経て、会長が決定するものとする。

(受け入れの条件)

第4条 寄付金の受け入れは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 寄付をしようとする者（以下「寄付者」という。）の自発的意志によるものであること。
- (2) 寄付金の受け入れが、本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反するものでないこと。
- (3) 寄付者が、本協会による寄付対象事業の運営内容に影響を与えないこと。
- (4) 寄付者が、その営利活動を本協会が支援又は後援しているような著しい印象を一般に与えることがないこと。

(情報の公開)

第5条 本協会は、寄付金受け入れの決定後において、寄付者が寄付対象事業の実施を支援するために寄付を行う又は行ったことについて、寄付者の了解を得て、電子情報その他の手段により一般に公開するものとする。

2 寄付者は、寄付金受け入れの決定後において、本協会による寄付対象事業の実施を支援するために寄付を行う又は行ったことについて、本協会の了解を得て、電子情報その他の手段により一般に公開することができる。ただし、説明もなく「共同プロジェクト」「共同キャンペーン」を用いるなど、寄付者の行う営利活動を本協会が支援又は後援しているような著しい印象を一般に与える表現を用いることはできない。

附則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。